

随意契約理由書

本業務は、県北建設事務所所管の公共工事で発生する建設発生土の有効利用を目的とした仮置場の候補地を選定する業務である。

本業務を実施するにあたっては、地形学及び地質学の専門的な知識、土地開発に伴う関係法令に基づいた許認可手続等の専門的な知識、土地取得の可能性を調査する専門的な知識が必要であり、これらの知識を基礎として業務を効率的に進める手法の確立と確実に遂行する実行力が必要である。

このことから、「福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領」に基づく公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した技術提案書を特定し、当該技術提案書を提出した者を見積書を徴する相手方とする随意契約としたい。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その他の契約でその性質又は木堤が競争入札に適さないもの」

福島県財務規則施行通達第269条関係1-(2)

「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき」